

連盟規約・規程

令和4年4月13日制定
令和6年4月3日変更

東久留米市山岳連盟

目次

| | |
|---------------|----|
| 連盟規約 | 1頁 |
| 表彰及び慶弔等に関する規程 | 6頁 |
| 会計規程 | 7頁 |

東久留米市山岳連盟規約

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、東久留米市山岳連盟（以下、「本連盟」という。）と称し、事務局を東久留米市に置く。

(目 的)

第2条 本連盟は、幅広い登山活動を通じて、心身の鍛錬と会員相互の交流・親睦を図り、あわせてその普及を図り、健康で活力に満ちた地域の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、公益社団法人東京都山岳連盟（以下、「都岳連」という。）及び特定非営利活動法人東久留米市体育協会（以下、「体協」という。）に加盟し、次の事業を行う。

- (1) 本連盟の会員が行う活動への指導・支援
- (2) 会員相互の交流・親睦活動の推進
- (3) 都岳連及び体協が行う事業に関する情報提供及び参加・協力の推進
- (4) 地域住民が登山活動をする機会の企画・運営
- (5) 登山活動に関する調査・研究・啓発・広報・宣伝活動
- (6) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の資格)

第4条 本連盟の会員は、次の資格要件を満たす団体（以下、「会員」という。）とする。

- (1) 半数以上が東久留米市又は隣接地域に在住、通勤又は通学する成人で組織すること
- (2) 組織運営に関する規程類を有すること
- (3) 反社会的集団に帰属している等、本連盟の公正な運営を阻害する事由のないこと

(会員資格の取得)

第5条 本連盟に入会を希望する者は、別に定める入会申込書を理事長に提出しなければならない。

- 2 入会申し込みがあった場合には、理事長は理事会に諮り入会の適否を決定しなければならない。

(会員の権利義務)

第6条 会員は、本連盟の事業活動につき、この規約及び総会決議に基づく権利義務を有する。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 正当な理由なしに活動が1年以上なかったとき
- (5) 正当な理由なしに会費を1年以上滞納したとき

(退 会)

第8条 会員は、退会届を理事長に提出することで任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき
 - (2) 本連盟の名誉を毀損し、又は本連盟の目的に反する行為があったとき
- 2 前項の規定により除名をしようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第10条 入会金及び年会費は次のとおりとする。

| | |
|-----|---------|
| 入会金 | 10,000円 |
| 年会費 | 10,000円 |

- 2 年会費は、原則として毎年4月に一括して納入するものとする。
- 3 いったん納入した入会金及び年会費は、いかなる理由があっても返還しない。
- 4 年度の途中で入会した会員は、入会金及び月案分計算（月未満は切り上げ）による年会費を入会時に納入しなければならない。
- 5 予算計上されていない多額の支出があるときは、臨時会費の納入を求めることができる。臨時会費の額及び納入時期等は、理事会で決めることができる。

第3章 役員

(役 員)

第11条 本連盟に次の役員を置く。

| | |
|--------|----------|
| 理事 | 4名以上8名以内 |
| うち 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 1名以上2名以内 |
| 監事 | 1名以上2名以内 |

(役員等の選任)

第12条 役員は、総会の決議によってこれを選任する。

2 理事会の決議により顧問、相談役及び名誉会員を置くことができる。

(役員の仕事)

第13条 理事長は、本連盟を代表し、仕事を総括する。

2 副理事長は理事長を補佐する。理事長に事故あるときはその仕事を代行する。副理事長が複数のときは、あらかじめ代行順位を決めておく。

3 理事は、理事会を構成し、本規約の定め及び総会又は理事会の決議に基づき仕事を執行する。

4 監事は、次の仕事を行う。

(1) 理事の不正行為又は法令・規約に違反する事実があると認めたときは理事会に報告

(2) 理事の仕事執行の状況及び財産・会計の状況を監査し、その結果を総会に報告

5 顧問及び相談役は必要に応じ理事会に参加し意見を述べるすることができる。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員数が、第11条に定める定数を欠いたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

3 補充で選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、仕事執行に堪えないと認められるとき

(2) 仕事上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の仕事)

第16条 役員の仕事は、無報酬とする。

第4章 理事会

(構成と権限)

第17条 本連盟に理事会を置く。理事会は、すべての理事で構成し、次の仕事を行う。

(1) 本連盟の仕事執行の決定

(2) 理事の仕事の執行の監督

(3) 理事長、副理事長の選定と解任

(4) 総会に付議する事項の決定

(5) 表彰及び慶弔等

(召集と決議)

第18条 理事会は、3ヶ月内毎に必要なに応じ理事長が召集し議長となる。また、理事から付議すべき事項を示して理事会召集を請求されたとき、理事長は遅滞なく理事会を開催しなければならない。

- 2 理事会の決議は、決議に特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長が決する。
- 3 第1項の規定にかかわらず役員全員の同意があったときは、書面又は電磁的方法で理事会を開催することができる。

(議事録)

第19条 理事会の議事経過及び結果の概要を書面又は電磁的方法で議事録を作成し、5年間保存する。

第5章 総会

(構成)

第20条 総会は、本連盟の最高議決機関であり、すべての会員で構成する。

(召集)

第21条 通常総会は、毎年4月に理事会の決議に基づき理事長が召集し開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が召集する。また、半数以上の会員から召集すべき理由を示して総会召集を請求されたとき、あるいは監事から総会召集を請求されたときは、理事長は遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるときは、第13条第2項の定めによる。

(総会成立要件及び議決)

第23条 総会は、会員の過半数の出席で成立し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。なお、書面で意思表示又は委任した場合は、総会に出席したものと見なす。また、議決が成立しない場合は、議長が議決に加わる。

- 2 総会における議決権は、1会員につき1個とする。

(総会の議決事項)

第24条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 会費
 - (4) 理事及び監事の選任
 - (5) 会員の除名
 - (6) 役員解任
 - (7) 本連盟規約の変更
 - (8) 本連盟の解散
 - (9) その他、本連盟の運営に関する重要な事項
- 2 前条第1項の規定にかかわらず前項第5号から第8号までの議決は、出席した会員の議決権の3分の2以上をもって行わなければならない。

(議事録)

- 第25条 総会の議事経過及び結果の概要を書面又は電磁的方法で議事録を作成する。
2 議事録には、議長が署名し、5年間保存する。

第6章 会計

(財政)

- 第26条 本連盟の運営に必要な費用は、入会金、年会費、臨時会費、助成金、寄付金及びその他の収入で賄う。

(会計管理)

- 第27条 本連盟が保有する資金の管理は、別に定める会計規程による。

(事業年度)

- 第28条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算報告)

- 第29条 本連盟の事業報告及び決算報告は、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会及び総会の決議を経なければならない。

(事業計画及び収支予算)

- 第30条 本連盟の事業計画及び収支予算は、毎事業年度が始まるまでに理事長が作成し、理事会及び総会の決議を経なければならない。

第7章 雑則

(会員の報告義務)

- 第31条 会員の代表者又は役員に異動があったとき及び規約に変更があったときは、その都度書面で本連盟に報告するものとする。
2 会員は、毎年度末までに最新の所属メンバーリストを本連盟に提出するものとし、連盟は受理した名簿を個人情報として厳重に管理しなければならない。

(

規約外事項等)

- 第32条 本規約の解釈又は運用上、疑義を生じたときは理事会で審議する。

(施行)

- 本規約は、令和4年4月13日から即日適用する。

履 歴

令和4年4月13日

組織構造の変更に伴い連盟規約（平成5年4月1日施行）を全面変更。

令和6年4月3日

全面的な見直しで適切な表現に改めた。

表彰及び慶弔等に関する規程

本規程は、本連盟の規約第17条第5項の規定に基づいて定めた規程である。

(表 彰)

第1条 本連盟の発展に多大の功績があった者に対し、理事長は理事会に諮ったうえでこれを表彰することができる。

2 表彰対象は、本連盟の会員に限定されない。また、個人・団体を問わない。

(慶弔及び傷病等)

第2条 本連盟に所属する者、外部の友好団体又は関係者に、慶事・弔事及び傷病等があったときは、理事長は理事会に諮ったうえで慶弔・見舞金等を贈ることができる。

(贈呈額等)

第3条 贈呈の金額等は、理事会で決める。

(改 定)

第4条 本規程の変更は、理事会の議決による。

本規程は、令和4年4月14日から実施する。

履 歴

令和4年4月13日

本連盟規約の変更に伴い、規約から分離し本規程を制定した。

会 計 規 程

本規程は、本連盟の規約第27条の規定に基づいて定めた規程である。

(会計原則)

第1条 本連盟の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の基準及び関係諸法令の定めに従う。その基準及び関係諸法令が新設又は変更された場合は、それらに基づき適時に適切な処理を行う。

(会計責任者)

第2条 理事長の指名した理事が会計責任者となる。

2 現金の取り扱い及び会計処理は、会計責任者が行う。

(勘定及び会計帳簿等)

第3条 会計取引は、適正な勘定科目に仕訳し、整然かつ明瞭に会計帳簿に記録・整理する。

2 契約書、請求書、領収書、納品書等の証憑は、5年間整理保存する。

(現金の取り扱い)

第4条 当面の支払に必要な現金は、遅滞なく金融機関に預け入れする。

(記録及び照合)

第5条 会計責任者は、現金及び金融機関の預貯金と会計帳簿記録の照合確認を行い理事会で報告する。

(特 例)

第6条 理事会が認めた場合は、第1条の原則に則る範囲内で会計規模に見合う会計処理をすることが認められる。

(改 定)

第7条 本規程の変更は、理事会の議決による。

本規程は、令和4年4月14日から実施する。

履 歴

令和4年4月13日

本連盟規約の変更に伴い、新たに本規程を制定した。

令和6年4月3日

第5条に担当者と報告義務を追加。